

三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

平成二十五年三月二十九日

三重県規則第六十号

※指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(令和3年三重県規則第79号)による改正後

三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布します。

三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 指定介護老人福祉施設（第三条―第三十一条）

第三章 ユニット型指定介護老人福祉施設（第三十二条―第四十条）

第四章 雑則（第四十一条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年三重県条例第十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第二章 指定介護老人福祉施設

（従業者の基準）

第三条 条例第四条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

二 生活相談員 入所者の数が百又はその端数を増すごとに一以上

三 介護職員又は看護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

イ 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法（指定介護老人福祉施設の当該従業者の勤務延べ時間数を当該指定介護老人福祉施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定介護老人福祉施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下この条において同じ。）で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とすること。

ロ 看護職員の数は、次のとおりとすること。

（1）入所者の数が三十を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で、一以上

（2）入所者の数が三十を超えて五十を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で、二以上

（3）入所者の数が五十を超えて百三十を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で、三以上

（4）入所者の数が百三十を超える指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で、三に、入所者の数が百三十を超えて五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

四 栄養士又は管理栄養士 一人以上

五 機能訓練指導員 一人以上

六 介護支援専門員 一人以上（入所者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）

2 前項の入所者の数は、前年度の平均数を用いるものとする。ただし、新規に指定介護老人福祉施設の指定を受ける場合にあつては、推定数によるものとする。

3 第一項第二号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。

4 第一項第三号の看護職員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

5 第一項第五号の機能訓練指導員は、入所者が日常生活を営むために必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。

6 第一項第五号の機能訓練指導員は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

7 第一項第六号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

8 第一項第一号の医師及び同項第六号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

（設備の基準）

第四条 条例第五条第四項の設備に関し必要な基準は、次のとおりとする。

一 居室は、次に掲げる基準を満たすこと。

イ 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

ロ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

二 静養室は、介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

三 浴室は、要介護者の入浴に適したものとすること。

四 洗面設備は、次に掲げる基準を満たすこと。

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 要介護者の使用に適したものとすること。

五 便所は、次に掲げる基準を満たすこと。

イ 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

ロ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者の使用に適したものとすること。

六 医務室は、次に掲げる基準を満たすこと。

イ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第二項に規定する診療所とすること。

ロ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じ、臨床検査設備を設けること。

七 食堂及び機能訓練室は、次に掲げる基準を満たすこと。

イ それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

ロ 必要な備品を備えること。

八 廊下の幅は、一・八メートル以上（中廊下（廊下の両側に居室、静養室等入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。以下同じ。）にあつては、二・七メートル以上）とすること。

（文書の交付に代えて行う重要事項の提供の方法）

第五条 条例第六条第二項の規則で定める方法は、次項に定めるところにより、入所申込

者又は当該入所申込者の家族の同意を得て、同項の重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を電子情報処理組織（指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該入所申込者又は当該入所申込者の家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供する方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又は当該入所申込者の家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて重要事項を送信し、当該入所申込者又は当該入所申込者の家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又は当該入所申込者の家族の閲覧に供し、当該入所申込者又は当該入所申込者の家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる電磁的記録媒体をもって作成するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

2 前項の方法により重要事項の提供をする場合においては、あらかじめ、当該入所申込者又は当該入所申込者の家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による同意を得なければならない。

一 前項各号に規定する方法のうち指定介護老人福祉施設が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

3 電磁的方法は、入所申込者又は当該入所申込者の家族が当該入所申込者又は当該入所申込者の家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第二項の同意を得た指定介護老人福祉施設の開設者は、当該入所申込者又は当該入所申込者の家族から文書又は電磁的方法により重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又は当該入所申込者の家族に対し、電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該入所申込者又は当該入所申込者の家族が再び同項の同意をした場合は、この限りでない。

（利用料等）

第六条 条例第九条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるとおりとする。

一 食事の提供に要する費用（介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成十二年厚生省告示第百二十三号。以下「特別な居室等の提供に係る基準」という。）

に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 特別な居室等の提供に係る基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの

2 条例第九条第四項の規則で定める費用は、前項第一号から第四号までに掲げる費用とする。

3 前項の費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成十七年厚生労働省告示第四百十九号）に定めるところによるものとする。  
（施設サービス計画の実施状況の把握の方法等）

第七条 計画担当介護支援専門員は、条例第十一条第十項の規定により同条第九項に規定する実施状況の把握（以下この項において「モニタリング」という。）をする場合には、次に掲げる方法によるものとする。

一 定期的に入所者に面接すること。

二 定期的モニタリングの結果を記録すること。

2 条例第十一条第十一項の規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

一 入所者が法第二十八条第二項の要介護更新認定を受けた場合

二 入所者が法第二十九条第一項の要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

（条例第十五条第二項の規則で定める規定）

第八条 条例第十五条第二項の規則で定める規定は、第十五条から第三十一条までの規定とする。

（計画担当介護支援専門員の業務）

第九条 条例第十六条の規則で定める業務は、次に掲げるとおりとする。

一 入所申込者の入所の際し、当該入所申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。

二 入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。

三 入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、当該入所者及び当該入所者の家族の希望、当該入所者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入所者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。

四 入所者の退所の際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対し情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

五 条例第十条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。

六 条例第二十三条第二項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。

七 条例第二十四条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置の記録を行うこと。

（施設の運営についての重要事項）

第十条 条例第十七条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一 施設の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

四 施設の利用に当たっての留意事項

- 五 緊急時等における対応方法
- 六 非常災害対策
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項  
(衛生管理等)

第十一条 条例第二十条第二項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

- 一 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の発生の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成十八年厚生労働省告示第二百六十八号）に沿った対応を行うこと。

(事故の発生又は再発防止のための措置)

第十二条 条例第二十四条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法その他必要な事項が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が適切に報告され、かつ、当該事実の分析による改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- 三 事故発生の防止に係る対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催すること。
- 四 従業者に対し、事故発生の防止のための研修を定期的実施すること。
- 五 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(記録)

第十三条 条例第二十五条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。

- 一 施設サービス計画
- 二 第十八条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 条例第十条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 条例第十三条の規定による市町村への通知に係る記録
- 五 条例第二十三条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 六 条例第二十四条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置の記録  
(その他運営に関する基準)

第十四条 条例第二十六条の指定介護老人福祉施設の運営に関し必要な基準は、次条から第三十一条までに定めるところによるものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第十五条 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の紹介等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第十六条 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者から指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、当該入所者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要

介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設の開設者は、前項の被保険者証に法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されている場合は、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第十七条 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、要介護認定の申請をしていない入所申込者に対しては、当該入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者の受けている要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前までに行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第十八条 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者の入所に際しては当該入所の日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては当該退所の日を、当該入所者の被保険者証に記載しなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設の開設者は、指定介護福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第十九条 指定介護老人福祉施設の開設者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

(介護)

第二十条 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって、介護を行わなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設の開設者は、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭しきしなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者に対し、当該入所者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設の開設者は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設の開設者は、褥瘡じょくそうが発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者に対し、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。
- 7 指定介護老人福祉施設の開設者は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 8 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者に対して、当該入所者の負担により、当該指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第二十一条 指定介護老人福祉施設の開設者は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好しを考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を行うことを支援しなければならない。

(相談及び援助)

第二十二条 指定介護老人福祉施設の開設者は、常に入所者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又は当該入所者の家族に対し、その相談に適切に応

じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第二十三条 指定介護老人福祉施設の開設者は、教養娯楽設備等を備えるほか、必要に応じ、入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者が日常生活を営むために必要な行政機関等に対する手続について、当該入所者又は当該入所者の家族が行うことが困難である場合は、当該入所者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 指定介護老人福祉施設の開設者は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者と当該入所者の家族との交流等の機会の確保に努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(機能訓練)

第二十四条 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者に対し、当該入所者の心身の状況等に応じ、日常生活を営むために必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

(栄養管理)

第二十四条の二 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第二十四条の三 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第二十五条 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者が、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該入所者及び当該入所者の家族の希望等を勘案し、必要に応じて、適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、当該入所者が退院後再び当該指定介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

(勤務体制の確保等)

第二十六条 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務体制を定めておかななければならない。

2 指定介護老人福祉施設の開設者は、当該指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護老人福祉施設の開設者は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護老人福祉施設の開設者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護老人福祉施設の開設者は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(協力病院等)

第二十七条 指定介護老人福祉施設の開設者は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院（当該指定介護老人福祉施設との間で、入所者が医療を必要とし

た際の連携協力が合意されている病院をいう。次条において同じ。)を定めておかなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設の開設者は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定介護老人福祉施設との間で、入所者が歯科医療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めておくよう努めなければならない。

（掲示）

第二十八条 指定介護老人福祉施設の開設者は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、条例第十七条の重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設の開設者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

（広告）

第二十九条 指定介護老人福祉施設の開設者は、当該指定介護老人福祉施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（地域との連携等）

第三十条 指定介護老人福祉施設の開設者は、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設の開設者は、その運営に当たっては、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（会計の区分）

第三十一条 指定介護老人福祉施設の開設者は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

### 第三章 ユニット型指定介護老人福祉施設

（設備の基準）

第三十二条 条例第二十九条第四項の設備に関し必要な基準は、次のとおりとする。

- 一 ユニットは、次のイからニまでに掲げるユニットに設けるべき設備の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める基準を満たすこと。

イ 居室 次に掲げる基準を満たすこと。

- (1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

- (2) 居室の一室の床面積は、十・六五平方メートル以上（条例第二十九条第二項ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上）とすること。

- (3) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 共同生活室 次に掲げる基準を満たすこと。

- (1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

- (2) 共同生活室の一室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

- (3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備 次に掲げる基準を満たすこと。

- (1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

- (2) 要介護者の使用に適したものとすること。

ニ 便所 次に掲げる基準を満たすこと。

- (1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

- (2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者の使用に適したも



のとする事。

二 浴室は、要介護者の入浴に適したものとすること。

三 医務室は、次に掲げる基準を満たすこと。

イ 医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすること。

ロ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるとともに、必要に応じ、臨床検査設備を設けること。

四 廊下の幅は、一・八メートル以上（中廊下にあつては、二・七メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）として差し支えない。

（利用料等）

第三十三条 条例第三十条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるとおりとする。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 特別な居室等の提供に係る基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 特別な居室等の提供に係る基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入居者に負担させることが適当と認められるもの

2 条例第三十条第四項の規則で定める費用は、前項第一号から第四号までに掲げる費用とする。

3 前項の費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針に定めるところによるものとする。

（施設の運営についての重要事項）

第三十四条 条例第三十二条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一 施設の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 ユニットの数

四 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

五 施設の利用に当たつての留意事項

六 緊急時等における対応方法

七 非常災害対策

八 虐待の防止のための措置に関する事項

九 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

（その他運営に関する基準）

第三十五条 条例第三十五条のユニット型指定介護老人福祉施設の運営に関し必要な基準は、次条から第四十条までに定めるところによるものとする。

(介護)

第三十六条 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって、介護を行わなければならない。

- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況等に応じ、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な日常生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 8 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 9 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、入居者に対し、当該入居者の負担により、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第三十七条 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を行うことができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、入居者の意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を行うことを支援しなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第三十八条 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、入居者が日常生活を営むために必要な行政機関等に対する手続について、当該入居者又は当該入居者の家族が行うことが困難である場合は、当該入居者の同意を得て、代わって行わなければならない。
- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者と当該入居者の家族との交流等の機会の確保に努めなければならない。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第三十九条 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務体制を定めておかなければ

ればならない。

2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に掲げる従業者の配置を行わなければならない。

一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（準用）

第四十条 前章（第三条、第四条、第六条、第十条、第十四条、第二十条、第二十一条、第二十三条及び第二十六条を除く。）の規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、これらの規定（第九条第五号及び第十三条第三号の規定を除く。）中「条例」とあるのは「条例第三十四条において準用する条例」と、第八条中「第十五条から第三十一条まで」とあるのは「第三十六条から第三十九条まで並びに第四十条において準用する第十五条から第十九条まで、第二十二條、第二十四条から第二十五条まで及び第二十七条から第三十一条まで」と、第九条第五号中「第十条第五項」とあるのは「第三十一条第七項」と、第十三条第二号中「第十八条」とあるのは「第四十条において準用する第十八条」と、第十三条第三号中「第十条第五項」とあるのは「第三十一条第七項」と読み替えるものとする。

#### 第四章 雑則

（電磁的記録等）

第四十一条 条例第三十六条第一項の規則で定める規定は、第十六条第一項（第四十条において準用する場合を含む。）及び第十八条第一項（第四十条において準用する場合を含む。）とする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（一部ユニット型指定介護老人福祉施設に関する経過措置）

2 条例附則第十一項の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

一 施設の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、数及び職務の内容

三 ユニット部分のユニットの数

四 ユニット部分の入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

- 五 ユニット部分以外の部分の入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 六 施設の利用に当たっての留意事項
- 七 非常災害対策
- 八 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項
- 3 条例附則第十四項の一部ユニット型指定介護老人福祉施設の運営に関し必要な基準は、次項から第八項までに定めるところによる。
- 4 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の介護は、ユニット部分にあつては第三十六条に、それ以外の部分にあつては第二十条に定めるところによる。
- 5 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の食事は、ユニット部分にあつては第三十七条に、それ以外の部分にあつては第二十一条に定めるところによる。
- 6 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の社会生活上の便宜の提供等は、ユニット部分にあつては第三十八条に、それ以外の部分にあつては第二十三条に定めるところによる。
- 7 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の勤務体制の確保等は、ユニット部分にあつては第三十九条に、それ以外の部分にあつては第二十六条に定めるところによる。
- 8 第二章（第四条、第六条、第十条、第十四条、第二十条、第二十一条、第二十三条及び第二十六条を除く。）の規定は、一部ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、これらの規定（第九条第五号及び第十三条第三号の規定を除く。）中「条例」とあるのは「条例附則第十三項において準用する条例」と、第八条中「第十五条から第三十一条まで」とあるのは「附則第四項から附則第七項まで並びに附則第八項において準用する第十五条から第十九条まで、第二十二條、第二十四条、第二十五条及び第二十七条から第三十一条まで」と、第九条第五号中「条例第十条第五項」とあるのは「条例第十条第五項及び条例第三十一条第七項」と、第十三条第二号中「第十八条」とあるのは「附則第八項において準用する第十八条」と、第十三条第三号中「条例第十条第五項」とあるのは「条例第十条第五項及び条例第三十一条第七項」と読み替えるものとする。
- （その他の経過措置）
- 9 平成十二年四月一日前から存する特別養護老人ホーム（条例附則第二項の特別養護老人ホームをいう。次項において同じ。）の建物（同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。次項において同じ。）について第四条第一号イの規定を適用する場合には、同号イ中「十・六五平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、四・九五平方メートル」とする。
- 10 平成十二年四月一日前から存する特別養護老人ホームの建物については、第四条第七号イ（食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）の規定は、当分の間適用しない。
- 11 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第十三項において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を令和六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第四条第七号イの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければなら

ない。ただし、食事の提供及び機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

- 12 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を令和六年三月三十一日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第四条第七号イの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。
  - 一 それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供及び機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。
  - 二 食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供及び機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。
- 13 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を令和六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る廊下の幅については、第四条第八号及び第三十二条第四号に規定にかかわらず、一・二メートル以上（中廊下にあつては、一・六メートル以上）とする。
- 14 平成十五年四月一日前から法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設であつて、同日において指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第三十号）による改正後の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）第五章に規定する基準を満たすものについて第三十二条第一号ロ（2）の規定を適用する場合において、同号ロ（2）中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むために必要な広さ」とする。
- 15 当分の間、第六条第一項第一号中「食費の基準費用額（同条第四項」とあるのは「食費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者（介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号。以下「施行法」という。）第十三条第五項に規定する特定要介護旧措置入所者をいう。以下同じ。）にあつては、同項第一号に規定する食費の特定基準費用額）（法第五十一条の三第四項」と、「食費の負担限度額」とあるのは「食費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額）」と、第六条第一項第二号中「居住費の基準費用額（同条第四項」とあるのは「居住費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定基準費用額）（法第五十一条の三第四項」と、「居住費の負担限度額」とあるのは「居住費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額）」と、第三十三条第一項第一号中「食費の基準費用額（同条第四項」とあるのは「食費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定基準費用額）（法第五十一条の三第四項」と、「食費の負担限度額」とあるのは「食費

の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額）」と、第三十三条第一項第二号中「居住費の基準費用額（同条第四項」とあるのは「居住費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定基準費用額）（法第五十一条の三第四項）」と、「居住費の負担限度額」とあるのは「居住費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額）」とする。

附 則（平成三十年三月二十二日三重県規則第十六号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月二十六日三重県規則第七十九号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新軽費老人ホーム基準規則」という。）第五条（新軽費老人ホーム基準規則附則第二十二項及び附則第二十九項において準用する場合を含む。）、第二条の規定による改正後の三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新養護老人ホーム基準規則」という。）第五条、第三条の規定による改正後の三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新特別養護老人ホーム基準規則」という。）第五条（新特別養護老人ホーム基準規則第三十四条において準用する場合を含む。）及び第二十二條（新特別養護老人ホーム基準規則第三十八條において準用する場合を含む。）、第四条の規定による改正後の三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新指定居宅サービス等基準規則」という。）第七条、第三十三条、第四十二条、第四十九条、第五十六条、第六十三条、第八十四条、第九十一条、第一百四條、第一百二十條、第一百三十條、第一百四十一條、第一百五十五條及び第一百六十三條、第五条の規定による改正後の三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新指定介護老人福祉施設基準規則」という。）第十条及び第三十四条、第六条の規定による改正後の三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新介護老人保健施設基準規則」という。）第十三條及び第三十六條、第七条の規定による改正後の三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新指定介護療養型医療施設基準規則」という。）第十三條、第八條の規定による改正後の三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新指定介護予防サービス等基準規則」という。）第三十四条、第四十三條、第五十條、第五十七條、第七十六條、第八十四條、第九十七條、第一百四十四條、第一百四十四條、第一百三十五條、第一百四十九條及び第一百五十七條並びに第九條の規定による改正後の三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新介護医療院基準規則」という。）第十三條及び第三十六條の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げるとおりとする」とあるのは「次に掲げるとおり（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）とし、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めるよう努めるものとする」とする。

（感染症の発生の予防及びまん延の防止のための訓練等に係る経過措置）

- 3 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム基準規則第十二條第三号（新軽費老人ホーム基準規則附則第二十二項及び附則第二十九項において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準規則第九條第三号、新特別養護老人ホーム基準規則第八條第三号（新特別養護老人ホーム基準規則第二十八條、第三十四條

及び第三十八条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準規則第十一条第三号(新指定介護老人福祉施設基準規則第四十条及び附則第八項において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準規則第十四条第三号(新介護老人保健施設基準規則第四十二条において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設基準規則第十四条第三号及び新介護医療院基準規則第十四条第三号(新介護医療院基準規則第四十二条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること」とあるのは「研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めること」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

- 4 この規則の施行の日から起算して六月を経過する日までの間、新軽費老人ホーム基準規則第十三条第五号(新軽費老人ホーム基準規則附則第二十二項及び附則第二十九項において準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム基準規則第十条第五号、新特別養護老人ホーム基準規則第九条第五号(新特別養護老人ホーム基準規則第二十八条、第三十四条及び第三十八条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準規則第十二条第五号(新指定介護老人福祉施設基準規則第四十条及び附則第八項において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準規則第十五条第五号(新介護老人保健施設基準規則第四十二条において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設基準規則第十五条第五号及び新介護医療院基準規則第十五条第五号(新介護医療院基準規則第四十二条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、「担当者を置くこと」とあるのは「担当者を置くよう努めること」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に係る経過措置)

- 5 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム基準規則第十九条第三項(新軽費老人ホーム基準規則附則第二十二項及び附則第二十九項において準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム基準規則第十五条第三項、新特別養護老人ホーム基準規則第十八条第三項(新特別養護老人ホーム基準規則第三十四条において準用する場合を含む。)及び第二十七条第四項(新特別養護老人ホーム基準規則第三十八条において準用する場合を含む。)、新指定居宅サービス等基準規則第三十三条の二第三項(新指定居宅サービス等基準規則第三十九条において準用する場合を含む。)、第六十六条第三項(新指定居宅サービス等基準規則第六十八条、第八十一条、第八十七条、第一百一条、第一百一十一条の三、第一百五十五条及び第二百二十八条において準用する場合を含む。)、第一百十条第四項、第一百三十六条第四項及び第一百四十九条第四項(新指定居宅サービス等基準規則第一百五十九条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準規則第二十六条第三項及び第三十九条第四項(新指定介護老人福祉施設基準規則附則第八項において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準規則第二十九条第三項及び第四十一条第四項、新指定介護療養型医療施設基準規則第二十七条第三項、新指定介護予防サービス等基準規則第三十六条の十三第三項(新指定介護予防サービス等基準規則第四十条において準用する場合を含む。)、第七十八条の二第三項(新指定介護予防サービス等基準規則第九十四条、第一百四条の三、第一百四条及び第二百二十二条において準用する場合を含む。)、第一百条第四項、第二百二十七条第四項及び第二百四十条第四項(新指定介護予防サービス等基準規則第一百五十三条において準用する場合を含む。)並びに新介護医療院基準規則第二十九条第三項及び第四十一条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この規則の施行の日以降、当分の間、新特別養護老人ホーム基準規則第二十一条第一号イ(1)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型特別養護老人ホームは、新特別養護老人ホーム基準規則第四条第一項第四号イ及び第二十七条

第二項の基準を満たすほか、ユニット型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとし、新特別養護老人ホーム基準規則第三十五条第一号イ(1)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、新特別養護老人ホーム基準規則第三十条第一項第四号イ及び第三十八条において準用する第二十七条第二項の基準を満たすほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

- 7 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、この規則による改正前の三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第二十一条第一号イ(4)又は第三十五条第一号イ(4)の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

（三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 8 この規則の施行の日以降、当分の間、新指定居宅サービス等基準規則第百二条第三項第一号イ(2)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定短期入所生活介護事業所は、新指定居宅サービス等基準規則第八十八条第一項第三号及び第百十条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

- 9 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、この規則による改正前の三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第百二条第三項第一号イ(3)の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

（三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 10 この規則の施行の日以降、当分の間、新指定介護老人福祉施設基準規則第三十二条第一号イ(1)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新指定介護老人福祉施設基準規則第三条第一項第三号イ及び第三十九条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

- 11 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、この規則による改正前の三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第三十二条第一項第一号イ(3)の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

（三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 12 この規則の施行の日以降、当分の間、新指定介護予防サービス等基準規則第九十五条第三項第一号イ(2)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所は、新指定介護予防サービス等基準規則第八十一条第一項第三号及び第百条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

- 13 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この



規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、この規則による改正前の三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則第九十五条第三項第一号イ(3)の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

(栄養管理に係る経過措置)

- 14 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定介護老人福祉施設基準規則第二十四条の二(新指定介護老人福祉施設基準規則第四十条及び附則第八項において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準規則第二十四条の二(新介護老人保健施設基準規則第四十二条において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設基準規則第二十三条の二及び新介護医療院基準規則第二十四条の二(新介護医療院基準規則第四十二条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

- 15 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定介護老人福祉施設基準規則第二十四条の三(新指定介護老人福祉施設基準規則第四十条及び附則第八項において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準規則第二十四条の三(新介護老人保健施設基準規則第四十二条において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設基準規則第二十三条の三及び新介護医療院基準規則第二十四条の三(新介護医療院基準規則第四十二条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。